

田名部高等学校いじめ防止基本方針

青森県立田名部高等学校

1 本校の教育方針

校訓「自律・協和・純正」のもと、地域に生きる次代の担い手としての自覚と責任を持ち、自らが主体的に判断し行動できる「全人的な人間教育の実現」に取り組み、地域社会と連携協力しつつ、自らの夢や志の実現に向け努力を重ね、自己の可能性を切り拓くことのできる生徒を育成することを目標としている。さらにラウエの伝統を継承し、下北地域の中心校としてのプライドを持ち、進学校として生徒の進路志望を達成できる学校をめざす。また、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめとは、基本的な考え方

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条によると、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

なお、「けんか」や好意によって行なった行為が相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、その背景にあるものをしっかりと調査し対応するとされている。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、教育相談委員会、いじめ防止対策委員会などの校内組織機関を【別紙1】のように定める。

【別紙1】 校内組織

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを踏まえ、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するためにチェックリスト「生徒のサイン」を【別紙2】のように定める。また、学校生活（いじめ）アンケートを【別紙3】のよう定め、毎年各学期毎に実施する。

【別紙2】 チェックリスト

【別紙3】 学期毎アンケート

（2）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画に取り入れる。また、外部機関から講師を招き、生徒や教職員を対象とした講演会の実施や、学期毎にいじめ調査アンケートを実施する。

【別紙 1】 校内組織

■教育相談委員会

委員長（保健主事）

生徒指導主事

養護教諭

3年次主任

2年次主任

1年次主任

■いじめ防止対策委員会

教 頭

生徒指導主事

保健主事

3年次主任

2年次主任

1年次主任

養護教諭

関係学級担任

■いじめ調査組織委員会（重大事態発生時のみ）

いじめ防止対策委員会の他、必要に応じて学校評議員（教育関係）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも参集していただく。

【別紙2】 チェックリスト

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いため、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れる。 担任が教室に入出後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机回りが散乱している。 決められた座席と異なる席についている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃したりしている。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付をしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多いため、教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意をはらうなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえてくる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずらや落書き等がある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することで、サインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。 成績が下がる。
	持ち物がなくなったり壊されたり、落書きをされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

【別紙3】

学校生活(いじめ)についてのアンケート

期間:令和 年 月 日()~ 月 日()

このアンケートは、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応のためです。隠すことなく率直に記入してください。
 昨年度や小学校、中学校時代ものは記入しないでください。
 下記項目の該当箇所に○を記入してください。

年 組 番 氏名

A : はい B : いいえ C : わからない

内 容	質 問 事 項	A	B	C
携 帯 し 電 話 に	①あなたは携帯電話をもちますか（Aの者は以下の質問に答える）			
	②SNSに嫌な書き込みをされたことがありますか。			
	③携帯電話の利用で、怖かったことや嫌な思いをしたことがありますか。			

A : やったことがある B : やられたことがある C : 目撃した（その場にいた） D : どちらにもあてはまらない
 ※やったこともやられたこともある場合は、A・Bどちらにも○をつけてください。

内 容	質 問 事 項	A	B	C	D
い じ め に 関 し て	①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。				
	②仲間はずれ、集団による無視をされる。				
	③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。				
	④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。				
	⑤金品をたかられる。				
	⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
	⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
	⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。				

上記のいじめに関して、A・B・Cに該当する者は具体的に、いつ頃・どこで・誰など詳しく記入しなさい。
 また、何か困っていることなどあれば、記入してください。

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、積極的かつ適切にいじめを認知するとともに、迅速にいじめの解消が図れるように組織的対応を【別紙4】のように定める。

【別紙4】 組織的対応図

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告する。学校が主体となる場合は、県教育委員会の指導及び支援のもと調査を行い対処する。県教育委員会が調査を行う場合はその重大事態調査のための組織に協力する。

5 いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって解消することはできない。いじめの解消には少なくとも次の2つの要件が満たされなければいけない。

①「いじめに係る行為が止んでいる事」

②「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

上記の要件を満たすためには少なくとも3ヶ月が必要となるが、いじめが再発する可能性を考え、3ヶ月が経過しても当該生徒について日常的に注意深く観察しなければいけない。

6 評価

学校評価において、「校則や生徒指導に対する教職員の指導方法」、「不登校や心の病、いじめ等についての教育相談に係る対応」等の評価項目の結果を、いじめ防止対策に生かす。

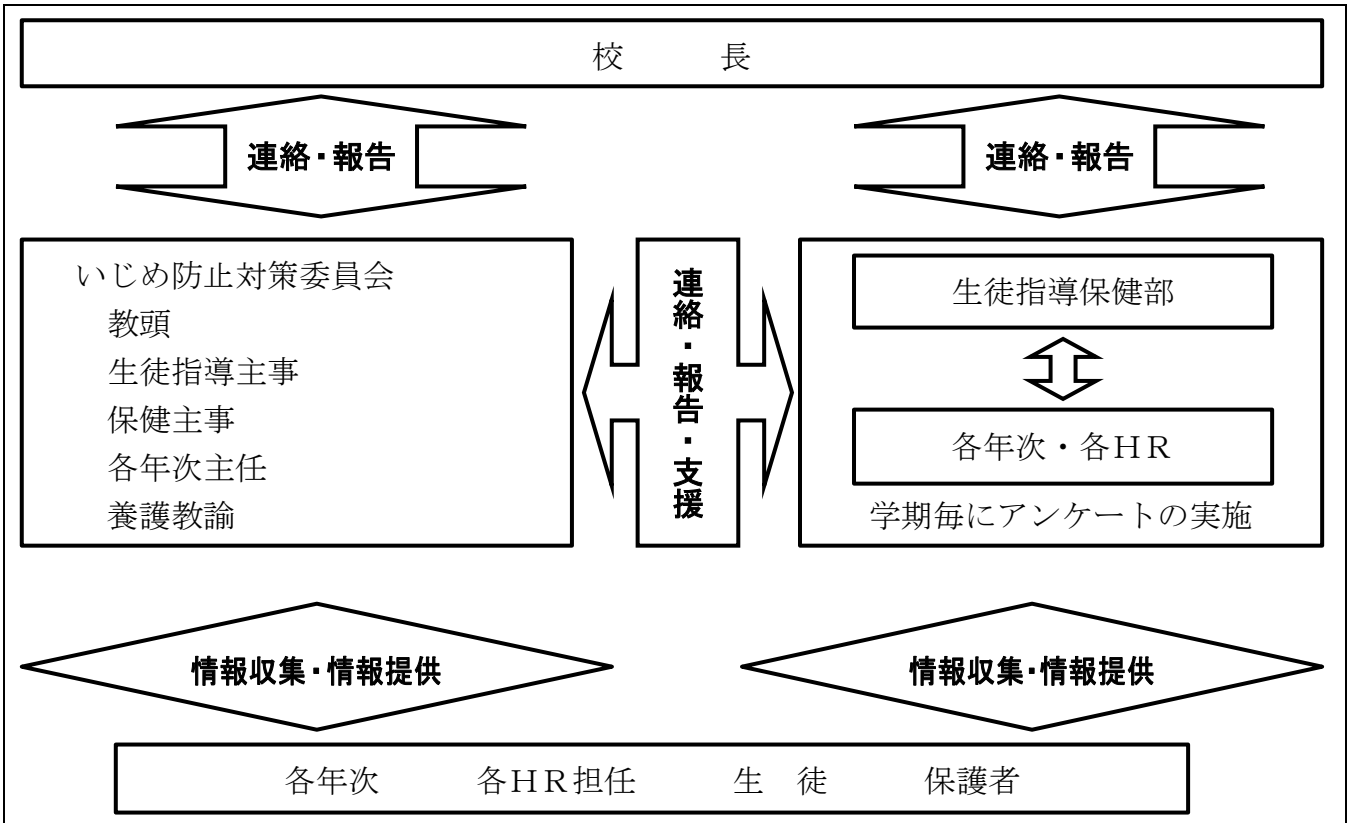
7 その他の留意事項

地域から信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者面談などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

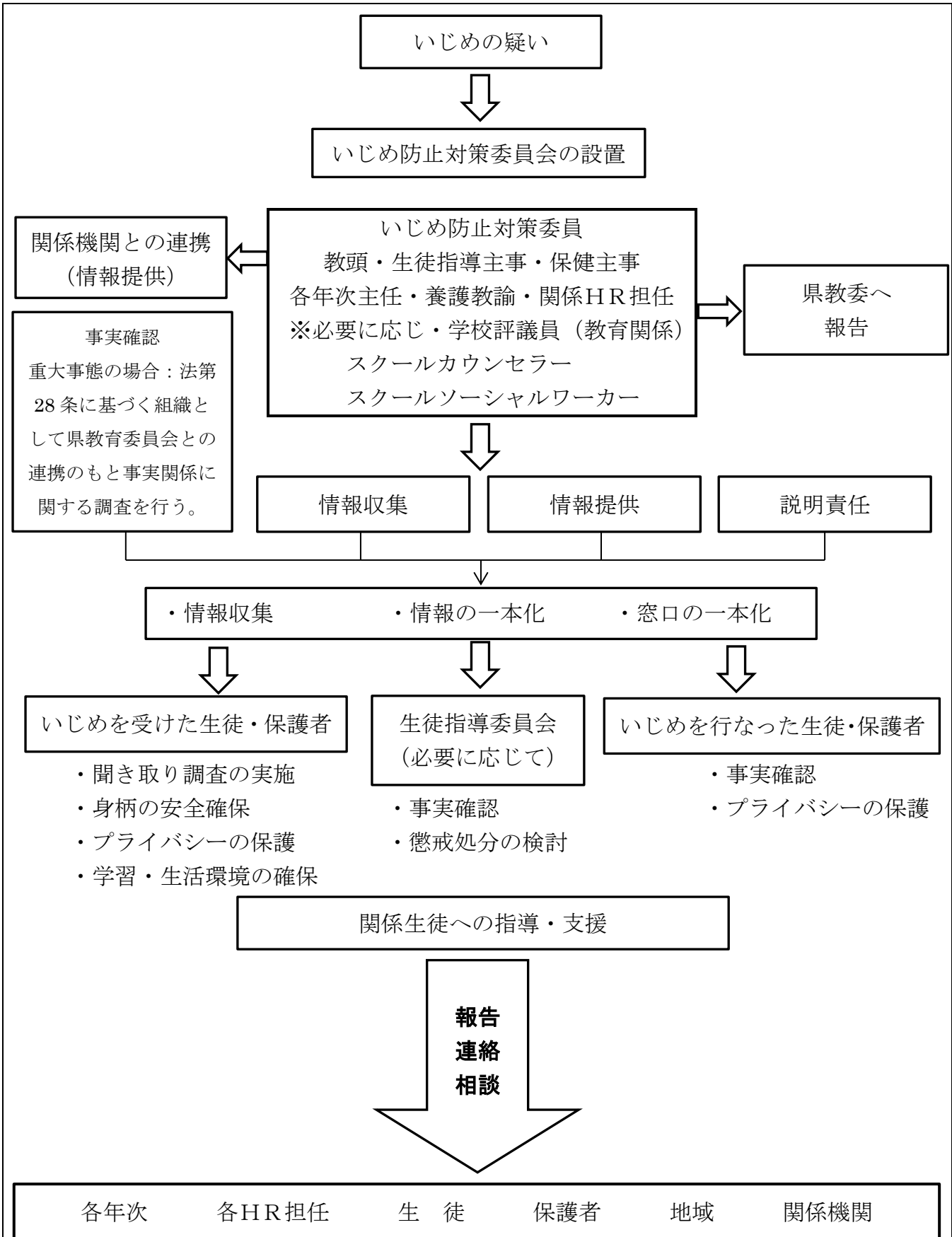
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評議員等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【別紙4】

いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（重大事態を含む）



- 事後観察・支援の継続・・・ 日常観察・HR担任、関係機関との連携を図る。
- いじめの解消・・・ 三か月後にいじめの解消を確認し、県教育委員会に報告する。
- 他の生徒へのケア・・・ 生徒の不安を解消する。
- 学校評価・・・ 取組の結果を分析し、改善する。

組織（役割分担） 平常時

	担 当 者	内 容
対策委員会 (平常時)	教頭 生徒指導主事 保健主事 各年次主任・養護教諭	・各担当者と密接な連絡を取り、迅速かつ的確な指示を与える。
事実確認	生徒指導保健部 各HR担任	・すみやかに当事者から事情を聞くとともに、事実確認を行う。
情報収集	生徒指導保健部 各HR担任	・当事者以外（友人・知人・クラスメイト等）から事情を聞き情報収集する。
情報提供	生徒指導保健部	・知りえた事実を教職員・保護者に情報提供する。 尚、プライバシーには十分注意する。
事後観察 支援の継続	養護教諭・生徒指導保健部 各年次・HR担任	・当事者の今後の学校生活等、心のケアも含めて観察する。
他の生徒へのケア	養護教諭・生徒指導保健部 各年次・HR担任	・他の生徒が動揺しないよう各学年、各HRの様子を観察し必要であれば集会等を行う。

重大事態発生時

	担 当 者	内 容
対策委員会 (重大事態時)	委員長 校長 副委員長 教頭 生徒指導主事 保健主事 各年次主任・養護教諭 関係HR担任 ※学校評議員・SC・SSW	・各担当者と密接な連絡を取り、迅速かつ的確な指示を与えるとともに、関係機関へ通報や連絡を行い連携を図る。
事実確認	生徒指導保健部 各HR担任	・すみやかに当事者から事情を聞き、事実確認を行う。
情報収集	生徒指導保健部 各HR担任	・当事者以外（友人・知人・クラスメイト等）から事情を聞き情報収集する。
情報提供	生徒指導部	・知りえた事実を教職員・保護者に情報提供する。 尚、プライバシーには十分注意する。
説明責任 関係機関への連絡	校長・教頭	・県教委と連携し、事実を関係機関に公表する。生徒や保護者のプライバシーには十分注意する。
事後観察 支援の継続	生徒指導保健部 各年次・HR担任	・当事者の今後の学校生活等、心のケアも含めて面談等を実施し観察する。
他の生徒へのケア	養護教諭・生徒指導保健部 各年次・HR担任	・他の生徒に不安や動揺が起きないように、各年次各HRの様子を観察し必要であれば集会等を行う。

【別紙5】 学校いじめ防止プログラム

時 期	実 施 内 容	場 面	対 象	主 管
4月	・基本方針の確認と共通理解 ・HR組織作り ・学校安全集会	・職員会議 ・HR活動 ・HR活動	・教職員 ・全校生徒 ・全校生徒	・生徒指導保健部 ・HR担任 ・外部機関
5月	・学校生活(いじめ)アンケート	・HR活動	・1年次生徒	・生徒指導保健部
6月				
7月	・学校生活(いじめ)アンケート	・HR活動	・全校生徒	・生徒指導保健部
8月	・情報モラル講演会	・HR活動	・全校生徒	・外部機関
9月				
10月				
11月				
12月	・学校生活(いじめ)アンケート	・HR活動	・全校生徒	・生徒指導部
1月				
2月				
3月	・学校生活(いじめ)アンケート	・HR活動	・全校生徒	・生徒指導保健部